

アリスの友(SR) 業務委託 契約書

アリスの友 (以下「SR」という)とアリス株式会社(以下「アリス」という)とは、アリスのSRに対する業務の委託に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 (業務委託内容)

アリスは、 年 月 日より、SRに次の販売に関連する業務 (以下「委託業務」という) を委託し、SRはこれを引き受けた。

- ①. SRがアリスの取り扱う商材の販売促進のために新規代理店開発のための代理店候補の推薦と紹介をし、アリスと代理店契約を締結して代理店の活動をするようにアリスを応援すること。尚これにてアリス代理店になったものを「顧客」という。
- ②. その他それに付随する業務でアリスよりSRに委託を申出てSRが了解したものの。

第2条 (雇用関係)

本契約においてはSR・アリス間に一切の雇用関係はなく、従って、アリスのSRに対する雇用上乃至労働法上の責任はないものとする。

第3条 (善管注意義務)

SRは、委託業務遂行に際しては、常にアリスと緊密に協調し、またその営業方針、指示事項を遵守し、アリスの信用を害する行為は行わないものとする。

第4条 (名称/名刺の使用)

1. SRは、本契約有効期間中、委託業務を履行する目的のため希望する場合は、「アリス株式会社顧問」「アリス株式会社営業推進役」等アリスと予め合意した名称を使用することができる。
2. アリスは、SRが希望する時には第1項の名称を記載したアリスの名刺を用意し、SRが実費を負担することで交付する。
3. SRは、第2項の名刺を含め第1項の名称を、委託業務を履行する場合以外には使用しないものとし、委託業務以外に使用してアリスに損害をもたらした場合は、その損害を賠償する。

第5条 (業務委託手数料)

1. アリスは、本契約有効期間における委託業務遂行に係わる対価として次の金額 (ただし、消費税込みとする) をSRに支払うものとする。
本契約有効期間に於ける第1条の顧客との取引に付き、本条第4項①に定める相当額。
(尚顧客がSRになりアリスに紹介した代理店はその対象としない)
2. 本契約有効期間終了後といえども第1条の顧客との取引が継続し、アリスが実質粗利益を収受している場合は有効期限満了後も1年間は本条第4項①に定める相当額を引き続きアリスはSRに支払うものとする。但し第9条2項該当の契約解除については本項の適用をしない
3. 第1項、第2項の業務委託手数料は、当月分を当月末にアリスが締め切りその手数料の根拠をアリスがSRに示し、アリスはそれを翌月末日に次の預金口座に振込み支払う。振込手数料はSR負担とする。振込手数料の額が10,000円に満たない時にはそれが10,000円を超えるときまで次月以降に繰り延べてアリスはそれを支払うことをSRは了解する。

4. 1項の手数料は、以下の定めによるものとする。

- ① 第1条①②号の顧客とアリスとの取引について、アリスへの入金済取引に係るアリスの売り上げの2%相当額とする。尚アリスは顧客との取引の状況をSRに毎月その結果を知らせると共に、SRの求めがあるときには何時でもそれを報告する。
- ② 手数料の支払いは、本契約の有効期間に顧客に納入された取引を対象とする。
- ③ 前①号の「入金済み」の定めにとわらず、SR・アリスが別途協議決定するまでの当分間の措置として、手数料は毎月毎に納入したアリスが顧客に対して販売計上額について算出した額を先払いするものとする。
- ④ 売上値引・戻り額が生じた取引、及び、回収不能となった取引や回収遅延となり回収会社に回収を委任した取引については、当該取引部分の手数料額は、次回支払額から控除するか、または、アリスの請求によりSRはアリスに返金するものとする。

第6条（費用負担）

1. 次の2項から4項に定めるところを除き、委託業務遂行に関連して販売活動拠点として設置する事務所経費及び顧客に対する販売活動費用（交通費を含む）は、SRが負担する。
2. アリスが、SRに特定の場所に赴くことを要請又は了承したときは、運賃宿泊費等の直接経費の実費を支給する。
3. SRがアリスに出社し、SRが委託業務遂行のため電話・FAXや用度品を使用する費用はアリス負担とする。
4. その他SR・アリスが協議し、アリスが事前に承認した費用はアリス負担とする。

第7条（秘密保持）

1. SRとアリスは、委託業務遂行に際し知り得た相手方の取引情報および Wide Area Network において知り得た Net 情報を第三者に漏洩しない。また、これら情報を第三者に閲覧、盗難略取または詐取されぬよう管理する。
2. 取引情報とは、相手方の取引先名（取引に係わる関係先を含む）・価格及びその他の取引条件・取引の仕組み等取引の内容・取引に係わる紛争の内容・取引の将来方針等を意味し、Net 情報とは、Wide Area Network 上に記載されたすべての情報を意味するものとする。
3. SRとアリスは、第1項の約諾を本契約の終了または解除後2年間は遵守する。

第8条（損害賠償）

SRは、本契約の約諾条項に違反してアリスに損害を与えたときは、アリスの請求あり次第アリスの被った損害を賠償補填する。なお、第7条違反に係る損害賠償は本契約の終了・解除後も第7条第3項の期間中は有効とする。

第9条（契約解除）

1. SRが死亡・疾病・廃業等で委託業務遂行できなくなった時、および、SRまたはアリスのいずれかが1ヶ月の予告により解除申し出があった時、本契約は解除されるものとする。
2. 第1項にかかわらず、SR又はアリスは、次の事項が発生した時は相手方に文書により通知することにより、本契約を直ちに解除する事が出来るものとする。
 - ① 本契約の各条項に反したとき
 - ② 差押・仮差押・仮処分の申立を受けたとき

- 仮登記担保契約に関する法律 第2条による通知を受けたとき
自ら振出し、又は引受けた手形・小切手につき不渡となる等、支払停止状態に至ったとき
信用状態が悪化し、又は、そのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- ③ SR又はアリスが相手方に対し、信頼関係が保てないと判断出来る具体的事象があったとき
 - ④ アリスが、本契約の対象となる取引事業を中止せざるを得なくなったとき

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、 年 月 日 より12ヶ月間とする。但し、有効期限満了の1ヶ月前迄に、SR又はアリスのいずれから何等文書による申し出がない時は、12ヶ月間有効期限が自動延長され、爾後も同様に契約が更新されるものとする。

第11条（疑義の解釈）

この契約書の定めのない事項その他この契約に関し生じた疑義については、SR・アリス誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書正本1通を作成し、各自記名捺印の上正本をSRが保有し、その写しをアリスが保有する。

年 月 日

SR :

アリス : 東京都多摩市桜ヶ丘1丁目24番地の1
アリス株式会社
代表取締役 福井 健統